

廃棄物管理型最終処分場

## 維持管理計画書

平成 24 年度 (改正)

登 別 市

## — 目 次 —

1. 要 旨 .....	1
2. 最終処分場計画概要 .....	1
3. 法に基づく維持管理上の基準 .....	2
4. 最終処分場の維持管理計画 .....	3
4-1. 放流水の水質と測定頻度 .....	3
4-2. 地下水の水質と測定頻度 .....	5
4-3. 搬入管理 .....	7
4-4. 主要施設の管理 .....	7
4-5. 使用重機・車両の管理 .....	8
4-6. 維持管理の記録 .....	8

## 1. 要 旨

一般廃棄物の処理は「廃棄物処理法」により市町村の責務としてその処理に必要な措置を講ずるよう努めるものとされている。一般に排出されたごみは収集・運搬プロセス、中間処理プロセス、最終処分プロセスに分けられ、各プロセスにおいて減量化、あるいは減容化を図る必要があるが、ごみの排出がある限り最終処分プロセス、つまり最終処分場はごみ処理工程上欠くことのできない施設である。

最終処分場の機能を十分発揮させるためには構造指針に適合した施設を建設することはもちろんのこと、日常の維持管理を適切に行うことがより重要である。本計画は最終処分場の埋立処分に伴う周辺環境の保全を主目的にした維持管理に関わる事項を定めるものである。

## 2. 最終処分場計画概要

### 1) 計画諸元

- 位 置  
登別市千歳町 245-2, 245-7, 263, 263-2, 264, 265-1  
登別市札内町 2-2, 11-11, 340-2
- 埋立面積  
16,600 m<sup>2</sup>
- 埋立容量  
95,000 m<sup>3</sup>
- 受入対象物及び計画処分量

不燃物	家庭系	30,657 t
	事業系	17,550 t
焼却残渣	可燃物	27,016 t
	し尿処理汚泥	641 t
	下水道汚泥	5,065 t
覆土		19,654 t
合 計		100,583 t
- 埋立期間  
平成 12～26 年度（15 年間予定）
- 埋立構造  
準好気性埋立（サンドイッチ方式）
- 埋立方法  
平地層状埋立

## 2) 主要設備の概要

- 流出防止堰堤 土堰堤 (高さ 5 m)
- 区割堰堤 土堰堤 (高さ 5 m)
- しゃ水シート 高密度ポリエチレンシート (t = 1.5 mm × 2重)
- 漏水検知システム 電気式 (埋立地底部)
- 雨水排水路 U型側溝 (U-300B~U600)  
ヒューム管 φ 700
- 地下水集排水渠 有孔合成樹脂管 (φ 150)
- 浸出水集排水渠 有孔合成樹脂管 (幹線 φ 150~300、枝線 φ 100~150)
- 浸出水調整池 容量 3,000 m<sup>3</sup> (しゃ水シート、コンクリートブロック張)
- 浸出水処理施設 処理方式 回転円板+凝集沈殿方式  
処理量 80 m<sup>3</sup>/日  
処理水質 pH 5.8~8.6  
BOD 20 mg/l 以下  
SS 60 mg/l 以下  
大腸菌群数 3,000 個以下
- 飛散防止柵 ビニールネットフェンス (高さ 3.0m)
- ガス抜き設備 法面ガス抜き管 (合成樹脂管 φ 150, φ 100)  
縦型ガス抜き管 (有孔塩ビ管 φ 150, フトン籠)
- 防火水槽 鉄筋コンクリート造 (容量 40 m<sup>3</sup>)
- 搬入道路 舗装道 (幅員 4.0m), 砂利道 (幅員 4.0m)
- 計量機 ロードセル式 (最大秤量 20 t、最小目盛 20kg)  
(ごみ処理施設と共有)

## 3. 法に基づく維持管理上の基準

最終処分場の維持管理については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」(昭和52年3月14日、総理府令・厚生省令第1号)ならびに「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令」(平成10年6月16日、総理府令・厚生省令第2号)に定められている事項を遵守する

#### 4. 最終処分場の維持管理計画

##### 4-1. 放流水の検査

下流域の生活環境、水域環境を保全するために、pH5.8~8.6、BOD20 mg/l 以下、SS60 mg/l 以下、大腸菌群数 3,000 個/ml 以下を遵守する。但し、その他の項目については、「排水基準を定める総理府令」（総理府令第 35 号）の基準値以下とする。放流水のサンプリングは浸出水処理施設内で行う。

##### 4-2. 地下水の検査

周縁地下水または周辺水域の水質検査を定期的に行う。検査項目、基準値については

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（環境庁告示第 10 号）による。

なお、地質調査によると、当該地は地表面から基盤である凝灰岩層までの深度（約 15m）において地下水が存在しないため、地下水観測井は設置せず処分場下流の河川水について水質試験を行う。

##### 4-3. 搬入管理

- 1) 場外より進入してくる搬入車両の誘導等の安全管理を徹底する。
- 2) 計量機による搬入（埋立処分）量の把握をする。
- 3) 廃棄物の搬入チェック（埋立不適物の搬入監視）を行う。

#### 4-4. 主要施設の管理

##### 1) 流出防止堰堤設備

① 流出防止堰堤の法面、天端の定期的な点検、補修を実施する。

##### 2) しゃ水工

① シート保護工（ソイルセメント、タイヤ法枠）の定期的な点検、補修を実施する。

② 電位測定式漏水検知システムにより、しゃ水シート損傷の有無を監視する。

##### 3) 雨水排水設備

① 雨水排水施設（U型側溝、枡、排水管等）の定期的な点検、清掃（流木、笹葉、堆積土砂等の除去）を実施する。

##### 4) 浸出水集排水設備

① 埋立初期の浸出水集排水渠（フィルター材）の成形を保持する。

② 浸出水接続マンホール内の堆積土砂除去及びマンホール有孔部の目詰まり物の除去を行う。

##### 5) 浸出水調整設備

① 浸出水調整池、浸出水ポンプ室の定期的な点検、清掃（流木、笹葉、堆積土砂等の除去）を実施する。

② 浸出水調整池の水位に異常（急激）な変化がないか監視する。

##### 6) 浸出水処理設備

① 浸出水処理施設の各機器ならびに建物の日常点検、定期点検及び補修を実施する。

##### 7) 防火設備

① 防火水槽、消火栓、ポンプの定期的な点検、補修及び貯留量の確認を行う。

##### 8) その他の設備

① 飛散防止柵、ガス抜き設備、搬入道路等の定期的な点検及び補修を行う。

#### 4-5. 使用重機・車両の管理

使用する重機・車両の日常整備、定期整備、定期自主検査等の計画を策定し、実施する。

#### 4-6. 維持管理の記録

埋立てられた廃棄物の種類、埋立て量の記録及び最終処分場の維持管理にあたって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、廃止までの間保存する。

##### ◎ダイオキシン類の測定項目及び頻度

- ・埋立て処分開始前に周辺地下水のダイオキシン類に係る水質検査を行う。
- ・埋立て処分開始後は年1回以上周辺地下水のダイオキシン類に係る水質検査を行う。
- ・放流水のダイオキシン類に係る水質検査を年1回以上行う。